

「内部統制報告制度」に関する報告・関係先へのお願い等

～効率的かつ効果的な制度実施に向けて

【趣旨】

平成20年4月から金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制（内部統制報告制度）が導入され、平成21年3月期決算企業から適用が開始されましたが、現状を概ね肯定する会員企業がある一方、企業会計審議会の意見書に記載されている内部統制システムの整備・運用を通じた、資金調達活動等におけるメリットに対する疑問や、監査対応が依然として過度に保守的、形式的になされているとの批判の声が寄せられました。

そこで本協議会では会員企業に対して、「内部統制報告制度」の中で生じた問題点や今後の検討課題についてアンケート調査を実施（内容は別紙参照）、また意見交換会を開催し、会員企業の忌憚なき意見を収集しました。

これら意見に基づき、財務報告の信頼性の確保という制度本来の趣旨に沿い、同制度のより効率的かつ効果的な実施に向けて改善がなされるよう整理しましたので、以下報告いたします。

なおアンケート調査のなかで明らかになった、憂慮すべき実態につきましては引き続きフォローし、個社で解決できない場合など対応していきたいと考えています。

【報告・お願い等】

I. 監査対応について

(1) 企業及び当該企業の経営者（以下、「企業側」と表記）と監査法人との関係

① 企業側の自己による評価を一層踏まえた監査

「内部統制報告制度」においては、企業のリスクを最も把握している当該企業の経営者が、企業の実態に応じ主体的に、業務等の評価・統制、企業に内在するリスクの判断及びその是正を行っていくことを原則としているため、監査人には企業側の自己の実態に合わせた自己による評価を一層踏まえた対応をお願いしたい。

<別紙参照>

参照箇所：各社コメント 通し番号 <32> <47> <48> <49> <50> <64> <65> <67>
<68> <74>

② 企業側と監査人との協調による効率的な監査

監査人は、企業に内在するリスク等の発見、問題の解決等に、企業側が最短・最速・省力で到達できるよう、企業側との一層の協調を図って欲しい。当然、証憑・証跡・数値基準は手段であり目的でないことを企業側・監査人はお互いに十分認識し、過度に保守的、形式的な手法に陥ること、また徒に双方の業務を増やすような

ことがなきよう努力すべきと考える。監査人にとっては意味があると考えることであっても、企業側にとっては非効率となる側面もあるため、効率的な監査が行われるようお互い対話を深めることが重要と考える。(効率性の低下は当該企業の顧客の利益、株主の利益を損なうこともある。)

<別紙参照>

参照箇所：各社コメント 通し番号 <47> <48> <49> <51> <56> <60> <68> <71>

(2) 実践的な内部統制に資する監査対応

① リスク予防的対応につながる監査

内部統制及びその監査は、財務報告等の虚偽記載につながるリスクに着眼して実施されている。企業側は当然、有価証券報告書の提出等の財務報告に合わせ、逆算して内部統制業務のスケジュールを組み、対応していくことが必要であるが、監査人には虚偽記載を防ぐという目的を十分理解し、企業側が求めるスケジュール等に応じられるよう監査人の立場として一層努力して頂きたい。

そのために必要な措置・対応等を企業側にも適宜要請すべきであると考え、また自らも必要な対応を率先して行って頂きたい。

<別紙参照>

参照箇所：各社コメント 通し番号 <51> <79>

② 基準やQ&Aの趣旨から逸脱しない監査

内部統制監査が上記提言 (1) -①・②、(2) -①も含め、実践的・効率的に本来の目的に達するためには、意見書における制度設計の趣旨を踏まえた上で、企業側・監査人双方が基準やQ&Aを理解する必要があり、監査人にはその理解に則り監査も実践して頂きたい。この点、企業側の努力は然ることながら、監査人におかれても十分次年度に向けて準備・対応されることを要望する。

また同時に企業側・監査人双方が、制度の趣旨を正しく理解できるよう、特に、監査人間で基準やQ&Aの解釈にバラツキがあるような項目については、基準やQ&Aの再整理・再構築も検討されるべきと考える。

【別紙参照】

参照箇所：各社コメント 通し番号 <29> <43> <46> <60> <72> <73> <74>

II. 連結経営の実態に合わせた評価範囲の決定

各企業グループが、企業グループ価値を最大化するために定める、当該会社への出資比率や経営者等の派遣は、専ら事業遂行上の都合と会計上算出される収益にどの程度貢献するかを判断根拠としていると考える。従い、持分法適用関連会社の出資レベル、経営者等の派遣の程度では、実質的に当該会社をコントロールすることを企図していないケースが多く、当該会社に対する十分な内部統制が不可能な場合がある。

よって持分法適用関連会社に対しては、現状のような原則評価範囲に含め、僅少な部分のみ対象外とする取扱いを改め、基準やQ&Aの改定の中で、或いは監査の現場で、評価

の対象とするか否か、評価方法等、弾力的に扱うようにすべきと考える。

【別紙参照】

参照箇所：各社コメント 通し番号 <69> <73>

【補遺】

US-SOX では、持分法適用関連会社は評価範囲ではない。

III. 内部統制上の不備に対する認識について

「重要な欠陥」の意味するところが、「財務報告自体に誤りがある」かのように世間の一部において誤解されていると聞くが、「『重要な欠陥』とは『内部統制の整備上もしくは運用上の不備により財務報告の信頼性が失われる可能性がある』と言っている」に過ぎない点が、広く一般に正しく認識されるよう関係者の一層の努力が必要と考える。

【別紙参照】

参照箇所：別紙P.4/10 2. 基準、Q&Aについて (3)、(4)

【補遺】

本協議会では、「重要な欠陥」の用語の変更について会員企業の担当者に対しアンケートを行っているが、変更の良し悪しを判断できる有意な結果ではなかった。(変更すべき：10社、変更すべきでない：14社)

既に一部に誤解があるとはいえ普及しつつある「重要な欠陥」という用語を変更するデメリットを憂慮する、または実際に「重要な欠陥」があるとされた会社が極めて少数であることなどを理由に、変更すべきでない。とする会社がある一方、「正しく認識」されるために、語源である“Material Weakness”の意味を忠実に反映した訳語とすべき（例えば、「重要な弱み」「重要な改善事項」「重要な不備」等）と考える企業もあった。

以上

問合せ先：事務局 福田

Tel : 03-3503-7671

e-mail : cfta@bpf-f.or.jp